

## 札幌医科大学小野和子奨学金要項

### (目的)

第1条 この要項は、札幌医科大学(以下「本学」という。)に在籍する学部学生のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を貸与し、経済的支援を行うことにより、学業の継続を図ることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 貸与対象者は、本学医学部及び保健医療学部に在籍する者とする。ただし、休学者は貸与対象者とししない。

### (貸与額)

第3条 貸与額は、年額60万円とし、無利子で貸与する。

### (貸与期間)

第4条 貸与期間は、原則として、貸与を決定した年度から標準修業年限までとする。

### (資格等)

第5条 申請することができる者は、次の各号のすべてを充たす学生とする。

- (1) 学業、人物ともに優れた学生であって、経済的理由により修学が困難である者。
- (2) 毎年度前期又は後期において、本学授業料の減免対象者となった者。

### (募集時期)

第6条 奨学金申請の募集は、毎年度後期の授業料減免対象者決定後の9月下旬に行う。

### (申請手続き等)

第7条 貸与を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) その他本学が必要と認める書類

### (選考・決定等)

第8条 選考は、別に定める選考基準により学生委員会において行い、学長が決定する。

### (貸与)

第9条 奨学金は、一括交付とし被貸与者が指定する銀行口座へ10月末日までに振込むものとする。

2 被貸与者は、貸与を受けるにあたり、返還計画を記載した借用証書を提出しなければならない。

### (奨学金の辞退)

第10条 被貸与者は、当該年度の奨学金の交付前に限り、奨学金辞退届の提出により奨学金貸与の辞退を申し出ることができる。

### (奨学金の取り消し)

第11条 被貸与者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 原級留置となったとき(疾病による休学者を除く)
- (2) 退学したとき
- (3) 除籍となったとき

- (4) 本学学則に規定する懲戒処分(戒告、停学及び退学)を受けたとき
  - (5) 虚偽の申告により、不正に奨学金の貸与を受けていることが判明したとき
  - (6) その他奨学金の被貸与者として、適当でない事実があったとき
- 2 1により奨学金を取り消された者は、所定の期日までに貸与した奨学金全額を返還しなければならない。

(返還)

第12条 被貸与者は、第9条第2項の借用証書に記載した返還計画に基づき、本学卒業後5年以内に、貸与した奨学金の額を年賦により返還するものとする。

- 2 年賦は、毎年12月末日までに本学指定口座に振り込むものとする。
- 3 貸与された奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(延滞金)

第13条 被貸与者が正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年5パーセントの割合を乗じて計算した額を徴収するものとする。

(返還の免除及び猶予)

第14条 被貸与者が死亡した場合は、貸与した奨学金の返還を免除する。

- 2 被貸与者が災害又は疾病により返還が困難となった場合は、貸与した奨学金の返還を猶予する。
- 3 その他、学長が特別な理由があると認めた場合は、貸与した奨学金の返還を免除又は猶予することができる。

(事務)

第15条 奨学金に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、札幌医科大学小野和子奨学金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年9月9日から施行する。